時大會を召集す

第六條 党大會の議長、副議長は大會で選出す

第七條 党大會代議員は支部聯合會より選出するものとす、但し中央執行委員會の承認ありたる時は支部より選出する事を得

第八條 党大會代議員選出比率は別表の定むる所による

第九條 党大會は代議員二分の一以上出席するにあらざれば成立するを得ず

第十條 党大會の議事は出席代議員過半數を以て之を決す、賛否同數なる時は議長之を決す大會議事細則は別に之を定む

第十一條 党大會議案は中央執行委員會、支部聯合會より提出するものとす、但し聯合會組織なき場合は支部より提出する事を得

第十二條 党大會提出議案は大會開催一ヶ月前中央執行委員會に於て整理し少くも其二週間前に發表し、支部聯合會に送致するものとす

第十三條 党大會は中央執行委員會長一名、中央委員若干名、書記長一名、會計監査若干名を選出するものとす、中央委員選出比率方法は別に之を定む
党大會は顧問を推薦する事を得、顧問は中央執行委員會の諮問に應ず

第二節

第十四條 中央委員會は党大會より次期党大會に至る間の最高決議機關にして党大會に責任を負ふものとす

第十五條 中央委員會は本部役員及中央委員會を以て構成す

第十六條 中央委員會は年二回中央執行委員會之を召集す
但し中央委員三分の一以上の要求ありたる時中央執行委員會の必要と認めたる時は臨時中央委員會を召集す

第十七條 中央委員會は中央委員二分一以上の出席を以て成立す中央委員會の議事は過半數を以て決す

第十八條 中央委員會は中央執行委員を互選す

第十九條 中央委員會は中央執行委員の欠員を補選す

一切の中央委員は[illegible]支部聯合會より選出するものとす

第二十條 中央委員の任期は次期大會迄とす

第三節 中央執行委員會

第二十一條 中央執行委員會は党の執行機關にして党を代表し党大會並に中央委員會の決議を執行し、党大會並びに中央委員會に責任を負ふものとす

第二十二條 中央執行委員會は中央執行委員長、中央執行委員、書記長を以て構成す

第二十三條 中央執行委員會は党務執行の完全を期する為に左の部局を設くる事を得
一、組織部 二、宣傳部 三、教育部 四、財政部 五、調査情報部 六、事業部 七、機關紙部 八、選擧對策部(選擧部) 九、議會對策部 十、國際部 十一、青年部 十二、婦人部 十三、農民組合對策部 十四、勞働組合對策部

第二十四條 中央執行委員會は書記長事務を補助せしむる為に書記長統制の下に書記局を置く

第二十五條 中央執行委員會は關係事務局を置く事を得

第二十六條 各部局は中央執行委員會の統制を受け夫々部長、部員若干名を以つて構成し、中央執行委員會之を任免す

第二十七條 中央執行委員會は中央執行委員中より事務處理のため常任中央執行委員を互選す

第二十八條 中央執行委員會は中央執行委員長必要に應じて之を召集す

第二十九條 中央執行委員會は中央執行委員二分一以上の出席を以て成立す

第四節 常任中央執行委員會

第三十條 常任中央執行委員會は本部の常務執行機關とす、常任中央執行委員會は緊急を要する場合には中央執行委員會に代りその權限に屬する